

家庭裁判所における相続関係の調停手続（概要）

	遺産分割調停の申立	寄与分を定める処分調停の申立	遺留分減殺による 物件返還請求調停の申立	遺産に関する紛争調整調停の申立
申立人	○共同相続人 ○包括受遺者 ○相続分譲受人	被相続人の事業に関する労務の提供または財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした相続人	○遺留分権利者 ○遺留分権利者の承継人	相続人、受遺者、相続分譲受人等
申立先	相手方のうちの1人の住所地の家庭裁判所	相手方のうちの1人の住所地の家庭裁判所	相手方の住所地の家庭裁判所	相手方の住所地の家庭裁判所
必要書類	(1) 申立書1通・写しを相手方人数分 (2) 標準的な添付書類 【共通】 ① 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ② 相続人全員の戸籍謄本 ③ 被相続人の子で死亡している方がいる場合、その子の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ④ 相続人全員の住民票または戸籍附票 ⑤ 遺産に関する証明書（不動産登記事項証明書および固定資産評価証明書、預貯金通帳の写しまたは残高証明書等） 【相続人が、被相続人の（配偶者と）父母・祖父母等の場合】 ⑥ 被相続人の直系尊属に死亡している方がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本 【相続人が、被相続人の配偶者のみの場合、または被相続人の（配偶者と）兄弟姉妹の場合】 ⑥ 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ⑦ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本 ⑧ 被相続人の兄弟姉妹に死亡している方がいる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本	(1) 申立書1通・写しを相手方人数分 (2) 標準的な添付書類 【共通】 ① 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ② 相続人全員の戸籍謄本 ③ 被相続人の子で死亡している方がいる場合、その子の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ④ 相続人全員の住民票または戸籍附票 ⑤ 遺産に関する証明書（不動産登記事項証明書および固定資産評価証明書、預貯金通帳の写しまたは残高証明書等） 【相続人が、被相続人の（配偶者と）父母・祖父母等の場合】 ⑥ 被相続人の直系尊属に死亡している方がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本 【相続人が、被相続人の配偶者のみの場合、または被相続人の（配偶者と）兄弟姉妹の場合】 ⑥ 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ⑦ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本 ⑧ 被相続人の兄弟姉妹に死亡している方がいる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本	(1) 申立書1通・写し1通 (2) 標準的な添付書類 【共通】 ① 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ② 相続人全員の戸籍謄本 ③ 被相続人の子で死亡している方がいる場合、その子の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ④ 不動産登記事項証明書 ⑤ 遺言書写しまたは遺言書の検認調書謄本の写し 【相続人に、被相続人の父母・祖父母等が含まれている場合】 ⑥ 相続人が父母の場合で、父母の一方が死亡しているときは、その死亡の記載のある戸籍謄本 ⑦ 相続人が祖父母、曾祖父母の場合は、他に死亡している直系尊属がいる場合は、その直系尊属死亡の記載のある戸籍謄本	(1) 申立書1通・写しを相手方人数分 (2) 標準的な添付書類 ○申立人の戸籍謄本（全部事項証明書） ○相手方の戸籍謄本（全部事項証明書） ○被相続人の戸籍（または除籍）謄本（全部事項証明書） ○（遺産に不動産がある場合）不動産登記事項証明書 ----- ※ この申立は、相続人の中で相続財産の有無、範囲、権利関係等に争いがある場合に、当事者間での話し合いがまとまらないときや話し合いができないときに利用する -----

* 出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本、死亡の記載のある戸籍謄本には、除籍謄本、改製原戸籍謄本を含む。